

規制の事前評価書要旨

法律又は政令の名称	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案による改正後の厚生年金保険法第100条第1項
規制の名称	厚生年金保険における立入検査等の調査権限の整備
規制の区分	改正
担当部局	厚生労働省年金局事業管理課
評価実施時期	令和2年2月
規制の目的、内容及び必要性	<p>厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関する決定に関し、必要があると認めるときは、事業主に対して、文書その他の物件を提出すべきことを命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させること(以下「立入検査等」という。)ができることとされている。</p> <p>立入検査等の対象となっている「事業主」は、厚生年金保険法第27条の規定中「適用事業所の事業主又は同法第10条第2項の同意をした事業主」と定義されているところ、適用事業所ではないが、適用要件を満たす事業所であることが見込まれる事業所(以下「適用事業所であると認められる事業所」という。)の事業主に対しては、立入検査等の調査権限が及ぶことが法令上明らかでない。このため、適用事業所であると認められる事業所の事業主が加入指導を拒んだ場合などに、厚生年金保険法第100条第1項を根拠として立入検査等を行うことができず、任意の調査にとどまることとなり、適用促進の取組を進める上で支障が生じることから、同条を改正し、適用事業所であると認められる事業所の事業主についても、立入検査等の対象であることを明確化することとする。</p> <p>なお、立入検査等を正当な理由がなく拒んだ場合等は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が処される。</p> <p>当該措置を行わない場合は、適用事業所であると認められる事業所の事業主が任意の調査に協力せず、強制加入たる厚生年金保険の適用が徹底されない可能性がある。</p>
直接的な費用の把握	遵守費用として、適用事業所であると認められる事業所の事業主について、文書その他の物件を提出するための費用等、立入検査等に対応するための費用が生じる。行政費用として、適用事業所であると認められる事業所の事業主に対して、帳簿、書類その他の物件を検査するための費用等、立入検査等を実施するための費用が生じる。
直接的な効果(便益)の把握	適用事業所であると認められる事業所の事業主に対して法令に基づく立入検査等を実施することが可能となり、適用促進の取組が推進されることによって、強制加入たる厚生年金保険の適用の徹底が実現されることとなる。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	立入検査等の対象の明確化に伴い増加する費用はあるものの、適用促進の取組が推進されることによって、強制加入たる厚生年金保険の適用の徹底が実現されることとなり、増加する費用を大きく上回る便益が得られることとなると考える。

<p>代替案との比較</p>	<p>代替案として、適用事業所と認められる事業所の事業主に対しては、任意の調査への協力にとどめ、その結果、罰則規定の対象としないことが想定される。 この場合、適用事業所と認められる事業所の事業主は、任意の調査に必ずしも協力する必要がないため、適切な指導等を行うことができず、強制加入たる厚生年金保険の適正な適用に支障が生じることから、改正案と同程度の便益は得られないものとする。これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が望ましいと考えられる。</p>
<p>その他の関連事項</p>	<p>「社会保障審議会年金部会における議論の整理」(令和元年12月27日社会保障審議会年金部会)において、次のとおり報告されている。</p> <p>3. その他の制度改正事項及び業務運営改善事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年金制度については、上記に挙げた改革事項以外にも、より時代に合った制度とする観点から、今回の改正の機会を捉え、必要な改革を行うべきである。 ○ 具体的には、本部会での議論も踏まえ、以下の改正を行うべきである。 <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 厚生年金保険法に基づく事業所への立入調査について、例えば、国税庁からの給与支払いの情報提供等により適用事業所である蓋然性が高いと認められる事業所もその対象とできるようにする。</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>当該規制は、強制加入たる厚生年金保険の適用を適正かつ確実に実施するために必要不可欠な規制であり、適用事業所と認められる事業所の事業主に対する立入検査等を実施することができず、適用促進の取組が阻害されることは、厚生年金保険の適正な適用が担保されず、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するという法の目的自体を揺るがすものであることから、当該規制に対し、見直し条項を付すことは不適當であり、検討規定は不要と考えている。</p>